

第55期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2019年6月25日（火曜日）
午前10時

場所

大阪市平野区加美南一丁目1番32号
本社3階会議室

（末尾の会場ご案内図をご参照下さい。）

アイコム株式会社

証券コード：6820

icom

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
第1号議案 剰余金の処分の件	3
第2号議案 監査役2名選任の件	4
第3号議案 取締役の報酬額改定の件	7

【添付書類】

事業報告	8
連結計算書類	26
計算書類	29
監査報告書	33

証券コード 6820
2019年6月7日

株 主 各 位

大阪市平野区加美鞍作一丁目6番19号
(本社事務所 大阪市平野区加美南一丁目1番32号)

アイコム株式会社

代表取締役社長 播磨正隆

第55期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第55期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否のご表示をいただき、2019年6月24日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|------------|---|
| 1. 日 時 | 2019年6月25日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 大阪市平野区加美南一丁目1番32号
本社3階会議室（末尾の会場ご案内図をご参照下さい。） |
| 3. 会議の目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第55期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第55期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 監査役2名選任の件
第3号議案 取締役の報酬額改定の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

インターネットによる開示について

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.icom.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。

①連結計算書類の「連結注記表」

②計算書類の「個別注記表」

したがって、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.icom.co.jp/>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、株主の皆様への継続的かつ安定的な利益の還元を基本としつつ、連結業績の動向、経営環境等を総合的に勘案しました結果、次のとおり1株当たり25円といたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金25円

総額 370,426,550円

(注) 中間配当を含めた当期の年間配当は、1株につき金45円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2019年6月26日

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役梅本弘、杉本勝徳の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	略歴、地位及び重要な兼職の状況
1	うめもと 梅本 ひろし 弘	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立役員</div> </div> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 弁護士・弁護士法人栄光代表社員 ▪ 関西テレビ放送株式会社社外監査役
2	すぎもと 杉本 かつのり 勝徳	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立役員</div> </div> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 弁理士・杉本特許事務所代表者

候補者番号

1

う め も と
梅本

ひろし
弘

再任	■ 生年月日	1941年9月5日生
■ 社外	■ 所有する当社株式の数	3,000株
■ 独立役員	■ 取締役会出席状況	87% (13/15回)
	■ 監査役会出席状況	100% (13/13回)

略歴、地位

1976年4月 弁護士登録
2000年6月 当社監査役（現任）
2003年1月 弁護士法人栄光代表社員（現任）

重要な兼職の状況

弁護士法人栄光代表社員
関西テレビ放送株式会社社外監査役

社外監査役候補者に関する事項

梅本弘氏は、社外監査役候補者であります。

社外監査役候補者とした理由・在任期間

梅本弘氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての専門知識のみならず異業種の社外監査役等、豊富な経験から専門分野以外においても幅広い知見を有されており、その知見を当社の監査に反映していただくためであります。また、梅本弘氏は社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

なお、在任期間は本総会終結の時をもって19年となります。

取締役会・監査役会への出席状況

当期中に開催の取締役会15回中13回出席（87%）・監査役会13回中13回出席（100%）

責任限定契約の内容の概要

当社は、梅本弘氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額であり、再任された場合は契約を継続する予定であります。

独立性に関する事項

当社は、梅本弘氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任された場合は引き続き独立役員とする予定であります。

なお、梅本弘氏が代表社員をしております弁護士法人栄光と当社とは法律顧問契約を締結しておりますが、直近の連結会計年度の取引額は3百万円未満（当社連結売上高の0.01%未満）と僅少であり、梅本弘氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

候補者番号

2

すぎもと

杉本

かつのり

勝徳

再任	■ 生年月日	1941年4月24日生
社外	■ 所有する当社株式の数	3,000株
独立役員	■ 取締役会出席状況	87% (13/15回)
	■ 監査役会出席状況	100% (13/13回)

略歴、地位

- 1972年11月 弁理士登録
- 1985年4月 杉本特許事務所代表者（現任）
- 1995年4月 日本弁理士会副会長
- 2002年4月 同 近畿支部長
- 2003年6月 当社監査役（現任）

重要な兼職の状況

杉本特許事務所代表者

社外監査役候補者に関する事項

杉本勝徳氏は、社外監査役候補者であります。

社外監査役候補者とした理由・在任期間

杉本勝徳氏を社外監査役候補者とした理由は、弁理士としての専門知識のみならず所属団体の主要役員その他、豊富な経験から専門分野以外においても幅広い知見を有されており、その知見を当社の監査に反映していただくためであります。また、杉本勝徳氏は社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

なお、在任期間は本総会終結の時をもって16年となります。

取締役会・監査役会への出席状況

当期中に開催の取締役会15回中13回出席（87%）・監査役会13回中13回出席（100%）

責任限定契約の内容の概要

当社は、杉本勝徳氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額であり、再任された場合は契約を継続する予定であります。

独立性に関する事項

当社は、杉本勝徳氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任された場合は引き続き独立役員とする予定であります。

なお、杉本勝徳氏が代表者をしております杉本特許事務所と当社とは知的財産権に関する顧問契約を締結しておりますが、直近の連結会計年度の取引額は3百万円未満（当社連結売上高の0.01%未満）と僅少であり、杉本勝徳氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

第3号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2007年6月27日開催の第43期定時株主総会において、年額150百万円以内（うち社外取締役分年額12百万円以内）とご承認いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化など諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬額を年額300百万円以内（うち社外取締役分年額24百万円以内）と改めさせていただきたいと存じます。

また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないもの
といたしたいと存じます。

なお、現在の取締役は7名（うち社外取締役2名）であります。

以 上

事業報告 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度は、国内については、雇用環境の改善が進むとともに設備投資が堅調であったことから緩やかな回復が続きましたが、年明けから年度末にかけては外需の減少やコスト負担増から足踏み状態となりました。輸出環境については、米国は米中貿易摩擦の影響が大きく懸念される状況にありますが、雇用環境の改善や堅調な企業収益から好調を維持しました。欧州では、内需は堅調さを維持しつつも輸出の減速により成長率が鈍化しました。アジア地域でも、インドネシアでは旺盛な内需による好調さを維持しましたが、他の主要国では外需の減少から成長率が鈍化しました。

また、当連結会計年度に適用した米ドル及びユーロの平均為替レートはそれぞれ109.62円及び127.59円であり、前年同期に比べそれぞれ0.5%及び0.7%の円高水準で推移しました。

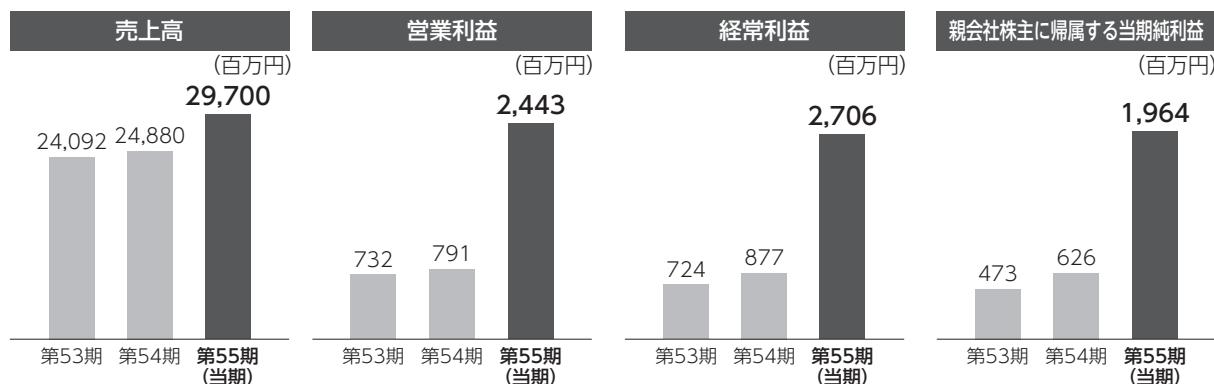
このような状況のもとで、当企業集団は、デジタル化の流れに対応して付加価値の高い製品の開発を進めるとともに、世界の幅広い顧客獲得を目指して新規市場の開拓及び販売ルート強化に努め、国内市場では、IP無線機を始め陸上業務用無線通信機器が大幅な増収となりましたが、海外市場では、アマチュア用無線通信機器の新製品効果が減少するとともに、アジア・オセアニア地域において海上用無線通信機器が減収となりました。

<参考>地域別売上高

	前連結会計年度 (自2017年4月1日 至2018年3月31日)		当連結会計年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)		前年同期比 (%)
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
国内	8,059	32.4	13,370	45.0	165.9
北米	7,154	28.8	7,382	24.9	103.2
欧州 (EMEA)	3,968	15.9	3,743	12.6	94.3
アジア・オセアニア	4,903	19.7	4,638	15.6	94.6
その他 (含む中南米)	794	3.2	565	1.9	71.1
海外計	16,821	67.6	16,329	55.0	97.1
合計	24,880	100.0	29,700	100.0	119.4

これらの結果、当連結会計年度の売上高は297億円（前年同期比19.4%増）、売上総利益は127億8千4百万円（前年同期比21.6%増）となりました。販売費及び一般管理費は人件費や試験研究費等が増加したことにより前年同期に比べ6億1千7百万円増加し103億4千1百万円となりましたが、売上総利益の伸びがこれを上回ったことから、営業利益は24億4千3百万円（前年同期比208.8%増）となり、為替差益や持分法の投資利益の計上などにより経常利益は27億6百万円（前年同期比208.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は19億6千4百万円（前年同期比213.7%増）となりました。

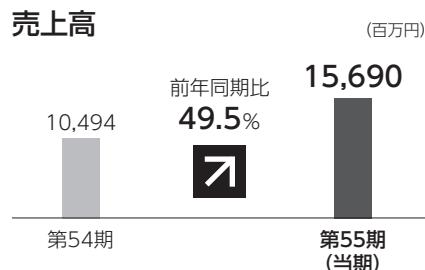
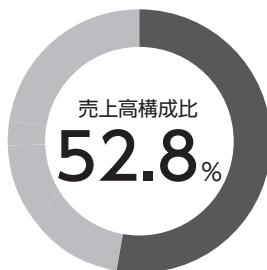
	売上高 (百万円)	営業利益 (百万円)	経常利益 (百万円)	親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)
当連結会計年度 (2019年3月期)	29,700	2,443	2,706	1,964
前連結会計年度 (2018年3月期)	24,880	791	877	626
前年同期比増減率	19.4%	208.8%	208.5%	213.7%



品目別の状況

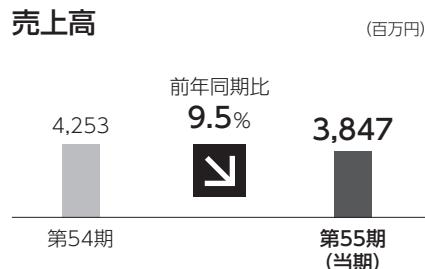
陸上業務用無線通信機器

国内市場では、通信エリアの広いIP無線機が、各方面で好評を得て売上増に貢献するとともに、イベント関連の需要増、ジャパンプランドへの信頼から官公需の年度末需要が増加したことなどで増収となり、海外市場でも、米国公安市場向け規格APCO P25無線機を始めとして、世界各国のビジネス・公共サービス市場向けデジタル業務用無線機のラインアップ拡充を図るとともに、販売網を強化したことから増収となりました。この結果、品目全体の売上高は前年同期比49.5%の大幅な増収となりました。



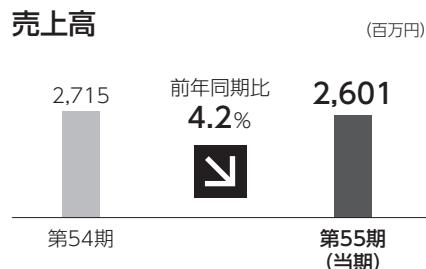
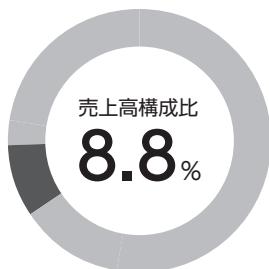
アマチュア用無線通信機器

新製品効果が減少したことにより、特に海外市場で大幅な減収となったことから、品目全体の売上高は前年同期比9.5%の減収となりました。



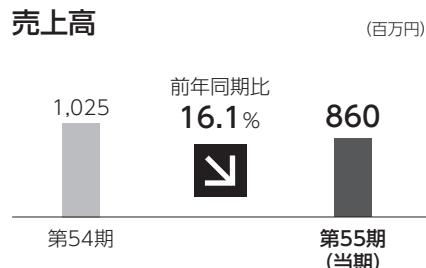
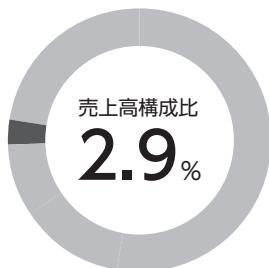
海上用無線通信機器

主力市場となる海外市場では、需要が堅調な欧米地域では増収となりましたが、アジア地域での減収が大きく、品目全体の売上高は前年同期比4.2%の減収となりました。



ネットワーク機器

理論値867Mbpsの高速通信を実現する小型無線LANアクセスポイントを投入するなど業務用途の販路拡大に注力しましたが、主力となる国内市場では、市場価格の下落から減収となり、品目全体の売上高は前年同期比16.1%の減収となりました。



(品目別売上高)

品目	第55期(当期) (2019年3月期)	前年同期比 (%)	構成比 (%)
	金額(百万円)		
陸上業務用無線通信機器	15,690	149.5	52.8
アマチュア用無線通信機器	3,847	90.5	13.0
海上用無線通信機器	2,601	95.8	8.8
ネットワーク機器	860	83.9	2.9
その他(※1)	6,700	104.8	22.5
合計	29,700	119.4	100.0

(※1) 上記「その他」の内訳

品目	金額(百万円)	前年同期比 (%)
航空用無線通信機器	1,172	94.0
海洋航法機器	273	83.3
無線付属機器等	5,254	109.1
合計	6,700	104.8

(2) 設備投資等の状況

① 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は15億5千8百万円であり、その主なものは、新製品の金型、生産用機械装置、測定器類及びソフトウェアに対する投資であります。

② 重要な固定資産の売却、撤去、減失

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

世界経済は、米中の貿易摩擦や、ユーロ圏での英国の動揺、中東情勢の不安定化など懸念材料が増し、景気の下振れ懸念が高まりつつありますが、当企業集団がターゲットとする無線通信機器市場では、国内では各種イベントが開催される計画もあり、堅実な成長が持続するものと見込まれます。また、IoT、ロボット等の技術革新が今後加速されると予測される中、これら新たな市場への取り組みがより重要となりました。

このような状況のもと、技術・提案力の強化、資材調達の安定、生産ラインのロボット化、業務の合理化を推進し収益の向上を図ります。

陸上業務用無線通信機器では、IP無線機の市場シェア拡大、利便性の高いデジタル機への移行を促進するとともに、新商材として、危機管理市場等をターゲットとした衛星通信トランシーバーを発売します。

アマチュア用無線通信機器では、ブランド力を活かした販促活動の充実を図ります。

海上用無線通信機器では、航行安全貢献への提案強化、コストパフォーマンスの高い製品の投入を実施します。

ネットワーク機器では、医療、教育機関やインバウンド需要の取り込み、利便性の高いネットワーク機器と無線機のシステム販売を推進します。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(企業集団の財産及び損益の状況の推移)

区 分	第52期 (2016年3月期)	第53期 (2017年3月期)	第54期 (2018年3月期)	第55期(当期) (2019年3月期)
売 上 高 (百万円)	26,874	24,092	24,880	29,700
経 常 利 益 (百万円)	2,351	724	877	2,706
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	1,660	473	626	1,964
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	112.03	31.98	42.26	132.57
総 資 産 (百万円)	59,201	58,324	59,203	61,063
純 資 産 (百万円)	53,546	53,720	54,152	55,304
自 己 資 本 比 率 (%)	90.4	92.1	91.5	90.6
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	3,613.66	3,625.42	3,654.65	3,732.50

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は、自己株式数を除いて算出しております。
3. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、第54期については当該会計基準等を遡って適用した後の数値を記載しております。

(当社の財産及び損益の状況の推移)

区 分	第52期 (2016年3月期)	第53期 (2017年3月期)	第54期 (2018年3月期)	第55期 (当期) (2019年3月期)
売 上 高 (百万円)	23,050	20,709	21,677	26,743
経 常 利 益 (百万円)	3,343	457	1,018	2,457
当 期 純 利 益 (百万円)	2,730	313	752	1,955
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	184.29	21.15	50.76	131.96
総 資 産 (百万円)	48,545	47,888	49,179	50,823
純 資 産 (百万円)	44,650	44,550	45,087	46,378
自 己 資 本 比 率 (%)	92.0	93.0	91.7	91.3
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	3,013.29	3,006.58	3,042.89	3,130.10

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は、自己株式数を除いて算出しております。
3. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当事業年度の期首から適用しており、第54期については当該会計基準等を遡って適用した後の数値を記載しております。

(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
Icom America, Inc.	US\$ 10,000	% 100.0	当社製品の販売
Icom (Europe) GmbH	EUR 43,971.10	% 100.0	当社製品の販売
Icom (Australia) Pty., Ltd.	A\$ 208,750	% 100.0	当社製品の販売
Icom Spain, S.L.	EUR 30,050	% 100.0 (0.2)	当社製品の販売
Asia Icom Inc.	NT\$ 5,000,000	% 100.0	当社への部材の供給
PURECOM CO.,LTD	CNY 616,220	% 100.0	当社への部材の供給、 当社製品の製造及び販売
和歌山アイコム(株)	百万円 350	% 100.0	当社製品の製造
アイコム情報機器(株)	百万円 99	% 100.0	当社商品及び製品の販売
Icom America License Holding LLC	US\$ 534,066.89	% 100.0 (100.0)	Icom America, Inc.使用の周波数ライセンスホルダー
ICOM CANADA HOLDINGS INC.	CA\$ 2,000,000	% 100.0 (100.0)	当社製品の販売
ICOM DO BRASIL RADIOCOMUNICACAO LTDA.	R\$ 1,000,000	% 100.0 (100.0)	当社製品の販売

(注) 「当社の出資比率」の()内は間接所有の比率であります。

- ② 当事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当企業集団は無線通信機器、ネットワーク機器の製造・販売を主な事業とし、これに付帯する事業を営んでおり、主な製品及び商品は次のようになります。

品 目	主 要 な 製 品 ・ 商 品
陸上業務用無線通信機器	業務用トランシーバー 特定小電力トランシーバー
アマチュア用無線通信機器	固定用トランシーバー、レシーバー 車載用トランシーバー、レシーバー 携帯用トランシーバー、レシーバー
海上用無線通信機器	船舶用トランシーバー 携帯用トランシーバー
ネットワーク機器	無線LAN機器
そ の 他	航空用トランシーバー、魚群探知機、マリンレーダー、GPSレシーバー、マリンプロッター、無線付属機器等

(8) 主要な拠点

国 内

■当 社

<事業所>

本社（大阪市平野区）、平野事業所（大阪市平野区）、加美事業所（大阪市平野区）、加美東事業所（大阪市平野区）、加美南事業所（大阪市平野区）、紀の川事業所（和歌山県紀の川市）、東京事業所（東京都中央区）

<研究所>

ならやま研究所（奈良市）

<営業所>

北海道営業所（札幌市）、仙台営業所、東京営業所（東京都江東区）、名古屋営業所、大阪営業所、広島営業所、九州営業所（福岡市）

■子会社

<生産拠点>

和歌山アイコム株式会社（本社・有田工場：和歌山県有田郡、紀の川工場：和歌山県紀の川市）

<営業拠点>

アイコム情報機器株式会社（大阪市浪速区）

海 外

■子会社

<営業拠点等>

Icom America, Inc.（アメリカ）
Icom (Europe) GmbH（ドイツ）
Icom (Australia) Pty., Ltd.（オーストラリア）
Icom Spain, S.L.（スペイン）
Asia Icom Inc.（台湾）
PURECOM CO., LTD（中国）
Icom America License Holding LLC（アメリカ）
ICOM CANADA HOLDINGS INC.（カナダ）
ICOM DO BRASIL RADIOCOMUNICACAO LTDA.（ブラジル）

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,060名	20名減少

(注) 従業員数は当企業集団から当企業集団外への出向者を除き、当企業集団外から当企業集団への出向者を含む就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
624名	1名減少	42歳5ヶ月	17年1ヶ月

(注) 従業員数は当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む就業人員であります。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	34,000,000株
(2) 発行済株式の総数	14,817,062株 (自己株式 32,938株を除く)
(3) 株 主 数	10,187名
(4) 大 株 主	

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
井 上 徳 造	1,868	12.61
ギガパレス株式会社	1,472	9.94
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	1,166	7.87
公益財団法人アイコム電子通信工学振興財団	1,000	6.75
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	628	4.24
株式会社JVCケンウッド	445	3.01
明治安田生命保険相互会社	326	2.20
GOLDMAN, SACHS& CO.REG	259	1.75
株式会社三菱UFJ銀行	243	1.65
株式会社広島銀行	240	1.62

(注) 持株比率は、自己株式数を除いて算出しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2019年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
井上 徳 造	取締役会長（代表取締役）	公益財団法人アイコム電子通信工学振興財団理事長
播磨 正 隆	取締役社長（代表取締役）	アイコム情報機器株式会社代表取締役社長
小川 伸 郎	常務取締役（ソリューション事業部部長）	
清水 洋 司	取締役（商品戦略部長）	
小路山 憲 一	取締役（総務部長兼社長室担当）	
吉澤 晴 幸	取締役	
本郷 昭 文	取締役	
佐野 敏 彦	監査役（常勤）	
梅本 弘	監査役	弁護士・弁護士法人栄光代表社員 関西テレビ放送株式会社社外監査役
杉本 勝 徳	監査役	弁理士・杉本特許事務所代表者

- (注) 1. 2018年6月26日開催の第54期定時株主総会において、本郷昭文氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
2. 2018年6月26日開催の第54期定時株主総会終結の時をもって、福井勉氏は任期満了により取締役を退任いたしました。
3. 取締役吉澤晴幸氏及び取締役本郷昭文氏は、社外取締役であり、監査役梅本弘氏及び監査役杉本勝徳氏は、社外監査役であります。
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役の全員は、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
	名	千円
取 締 役 (うち社外取締役)	8 (2)	125,625 (4,740)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	15,168 (6,960)

(注) 取締役には、2018年6月26日開催の第54期定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任した1名が含まれています。

(4) 社外役員に関する事項

① 取締役 吉澤晴幸

(イ) 重要な兼職先である法人等と当社との関係
該当事項はありません。

(ロ) 当事業年度における主な活動状況

取締役会15回開催のうち12回出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い知見から適宜に助言を行っております。

② 取締役 本郷昭文

(イ) 重要な兼職先である法人等と当社との関係
該当事項はありません。

(ロ) 当事業年度における主な活動状況

取締役就任以降に開催された取締役会11回のうち10回出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い知見から適宜に助言を行っております。

③ 監査役 梅本 弘

(イ) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

弁護士法人栄光と当社は法律顧問契約を締結しておりますが、直近の連結会計年度の取引額は3百万円未満（当社連結売上高の0.01%未満）と僅少であり、梅本弘氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

関西テレビ放送株式会社と当社との間には特別な関係はありません。

(ロ) 当事業年度における主な活動状況

取締役会15回開催のうち13回出席し、また監査役会13回開催の全てに出席し、弁護士及び異業種企業の社外役員としての幅広い知見から適宜に助言を行っております。

④ 監査役 杉本勝徳

(イ) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

杉本特許事務所と、当社は知的財産権に関する顧問契約を締結しておりますが、直近の連結会計年度の取引額は3百万円未満（当社連結売上高の0.01%未満）と僅少であり、杉本勝徳氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

(ロ) 当事業年度における主な活動状況

取締役会15回開催のうち13回出席し、また監査役会13回開催の全てに出席し、弁理士及び所属団体の主要役員の他様々な経験から得た幅広い知見から適宜に助言を行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(注) 新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日をもって、EY新日本有限責任監査法人に名称を変更しております。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

29百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

29百万円

(注) 会社法に基づく監査業務の報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査業務の報酬等の額を実質的に区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める事項に該当すると認められる場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。

また、当社監査役会は、会計監査人に当社の監査業務に重大な支障を来す恐れがある事項が生じた場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

会社法及び会社法施行規則に定める体制の整備について当社は取締役会において次の基本方針を決議するとともに実効性のある体制の整備に努めております。

<取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制>

法令、社会的規範及び定款を遵守するための行動の基準を明文化するとともに、社内規程において、取締役会に関する事項、取締役の権限に関する事項及びコンプライアンスに関する事項、その他必要な事項を定める。

<取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制>

社内規程の定めるところにより保存及び管理を行う。

<損失の危険の管理に関する規程その他の体制>

- ① 予期せぬ損失の危険性を最小限にするために、損失の危険に関する予兆が使用人から取締役に報告され、取締役会その他主要会議で多面的に検討できる体制を整備する。
- ② 与信管理、不正防止及び訴訟の予防、その他必要な事項を社内規程に定める。

<取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制>

- ① 執行役員制度を導入することにより、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を明確に分離し、経営の効率化と責任の明確化を図る。
- ② 取締役が経営課題を適時に把握した上で重要な意思の決定ができるよう、執行役員を含めた会議を設け、情報を共有するとともに課題を多面的に検討できる体制を整備する。
- ③ IT技術を利用したシステムの整備等、迅速な意思決定が行われる体制の整備をすすめる。
- ④ 子会社を含む全社の経営情報を共有化するための会議を設けるとともに、中長期的な経営課題に沿って各部門が目標を設定し管理ができる体制を整備する。

<財務報告の信頼性を確保するための体制>

財務報告に係る内部統制の仕組みを整備し必要な事項を社内規程等で定めるとともに、法令及び社内規程等に基づく適正な会計処理と適切な情報の開示が行われるための体制を整備する。

<使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制>

法令、社会的規範及び定款を遵守するための行動の基準を明文化するとともに、社内規程において、職務権限、コンプライアンス及び内部通報に関する事項、その他必要な事項を定める。

<当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制>

- ① 子会社を含む全社の経営情報を共有化するための会議を設けるとともに、子会社の管理に必要な事項（取締役等の職務執行状況の報告、職務の執行が効率的かつ法令及び定款に適合することを確保するための事項、子会社の損失の危険の管理に関する事項等）を社内規程に定める。
- ② 子会社との重要な取引については複数の部門がそれぞれの観点で取引内容を確認することができる体制を整備する。

<監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項>

当該使用人の人選、人事異動及び人事考課については、事前に監査役の承認を得ることとする。

<当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及び当該報告をしたことを理由として報告者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制>

監査役は取締役会、経営会議その他重要な会議に出席する。また次のことを社内規程等に定める。

- (1) 内部監査の結果を監査役に報告すること
- (2) 内部通報に関する事項
- (3) 子会社を含む全社の取締役及び使用人は当社及び子会社に影響を及ぼす可能性のある重要な事実を知ったときは直ちに監査役に報告すること及び監査役に報告を行った者は、その行為により不利な取扱いを受けないこと

<当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項>

監査役は職務執行のために必要な費用を会社に請求できることを社内規程に定める。

<その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制>

取締役は監査役から経営情報の提供を求められたときはすみやかに提供する。また監査役が内部監査部門及び会計監査人と円滑な連携を図るために協力するものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ① 役員、使用人の基本姿勢を示した「アイコム行動基準」の浸透を図り、法令等の遵守や企業倫理に対する意識の向上に努めました。
- ② 取締役会規程、監査役会規程、稟議規程、職務権限規程、コンプライアンス規程、内部通報規程、関係会社管理規程等の内部統制上重要な規程について、必要の都度改定を行うなどの維持整備をすすめるとともに内部監査等により実態をともなった運用を行いました。
- ③ 取締役会を15回開催し、独立社外役員が出席のもと、法令で定められた事項や予算の策定等、重要事項を決定するとともに業務執行状況の報告を行いました。また内部統制に関する概況の報告を四半期毎に行いました。
- ④ 監査役会を13回開催し、監査方針や監査計画を決定するとともに、重要会議への出席や各部との面談、稟議資料の閲覧等を行い、取締役の職務執行、法令等の遵守状況などについて監査いたしました。
- ⑤ 内部監査部門が内部監査計画に基づき業務の遂行状況、法令等の遵守状況などについて監査を行い、監査報告会において監査結果を報告いたしました。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するため、実施計画に基づき全社統制、業務プロセス統制、IT統制、決算財務統制の整備と運用状況の評価を実施いたしました。

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	46,227	流動負債	4,111
現金及び預金	25,466	買掛金	1,095
受取手形及び売掛金	9,187	未払金	614
商品及び製品	4,887	未払法人税等	586
仕掛品	109	賞与引当金	788
原材料及び貯蔵品	4,327	製品保証引当金	49
その他	2,261	その他	977
貸倒引当金	△13	固定負債	1,646
固定資産	14,836	退職給付に係る負債	1,122
有形固定資産	7,597	その他	524
建物及び構築物	2,185	負債合計	5,758
機械装置及び運搬具	477	純資産の部	
土地	4,141	株主資本	55,312
建設仮勘定	40	資本金	7,081
その他	753	資本剰余金	10,449
無形固定資産	259	利益剰余金	37,887
投資その他の資産	6,979	自己株式	△106
投資有価証券	3,421	その他の包括利益累計額	△7
繰延税金資産	1,002	その他有価証券評価差額金	33
その他	2,609	為替換算調整勘定	186
貸倒引当金	△54	退職給付に係る調整累計額	△227
資産合計	61,063	純資産合計	55,304
		負債及び純資産合計	61,063

連結損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	29,700
売上原価	16,915
売上総利益	12,784
販売費及び一般管理費	10,341
営業利益	2,443
営業外収益	479
受取利息	113
受取配当金	11
投資有価証券売却益	11
為替差益	165
持分法による投資利益	58
その他	119
営業外費用	216
売上割引	136
その他	79
経常利益	2,706
税金等調整前当期純利益	2,706
法人税、住民税及び事業税	707
法人税等調整額	34
法人税等合計	742
当期純利益	1,964
親会社株主に帰属する当期純利益	1,964

連結株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,081	10,449	36,516	△105	53,941
当期変動額					
剰余金の配当			△592		△592
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,964		1,964
自己株式の取得				△1	△1
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	—	1,371	△1	1,370
当期末残高	7,081	10,449	37,887	△106	55,312

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	103	145	△37	211	54,152
当期変動額					
剰余金の配当					△592
親会社株主に帰属する 当期純利益					1,964
自己株式の取得					△1
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△70	41	△189	△218	△218
当期変動額合計	△70	41	△189	△218	1,152
当期末残高	33	186	△227	△7	55,304

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	37,604	流動負債	3,593
現金及び預金	18,684	買掛金	1,076
受取手形	203	未払金	794
売掛金	9,612	未払費用	214
商品及び製品	2,571	未払法人税等	525
仕掛品	72	前受金	60
原材料及び貯蔵品	4,332	預り金	28
前渡金	61	前受収益	2
前払費用	119	賞与引当金	663
信託受益権	1,900	その他	227
その他	48	固定負債	851
貸倒引当金	△1	長期未払金	470
固定資産	13,218	退職給付引当金	353
有形固定資産	5,828	その他	27
建物	1,277	負債合計	4,444
構築物	33	純資産の部	
機械及び装置	102	株主資本	46,345
車両運搬具	13	資本金	7,081
工具、器具及び備品	498	資本剰余金	10,449
土地	3,823	資本準備金	10,449
建設仮勘定	38	利益剰余金	28,921
その他	40	利益準備金	293
無形固定資産	214	その他利益剰余金	28,628
ソフトウェア	185	資産圧縮積立金	0
その他	29	別途積立金	19,767
投資その他の資産	7,175	繰越利益剰余金	8,861
投資有価証券	3,289	自己株式	△106
関係会社株式	651	評価・換算差額等	33
関係会社出資金	136	その他有価証券評価差額金	33
破産更生債権等	21	純資産合計	46,378
長期前払費用	78	負債及び純資産合計	50,823
繰延税金資産	548		
その他	2,503		
貸倒引当金	△54		
資産合計	50,823		

損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	26,743
売上原価	16,955
売上総利益	9,787
販売費及び一般管理費	7,660
営業利益	2,127
営業外収益	497
受取利息	70
有価証券利息	19
受取配当金	11
投資有価証券売却益	11
為替差益	158
受取賃貸料	126
その他	100
営業外費用	167
売上割引	13
賃貸費用	83
その他	70
経常利益	2,457
税引前当期純利益	2,457
法人税、住民税及び事業税	574
法人税等調整額	△71
法人税等合計	502
当期純利益	1,955

株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	7,081	10,449	10,449
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当期変動額合計	－	－	－
当期末残高	7,081	10,449	10,449

(単位：百万円)

	株主資本				
	利益剰余金				
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
		資産圧縮 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	293	0	19,767	7,498	27,559
当期変動額					
剰余金の配当				△592	△592
当期純利益				1,955	1,955
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	－	1,362	1,362
当期末残高	293	0	19,767	8,861	28,921

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△105	44,984	103	103	45,087
当期変動額					
剰余金の配当		△592			△592
当期純利益		1,955			1,955
自己株式の取得	△1	△1			△1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△70	△70	△70
当期変動額合計	△1	1,361	△70	△70	1,290
当期末残高	△106	46,345	33	33	46,378

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月22日

アイコム株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 金子 一 昭 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中尾 志 都 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アイコム株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイコム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月22日

アイコム株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 金子 一 昭 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 中尾 志 都 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アイコム株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査基本方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人「EY新日本有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人「EY新日本有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月23日

アイコム株式会社 監査役会

常勤監査役	佐野敏彦	Ⓔ
社外監査役	梅本弘	Ⓔ
社外監査役	杉本勝徳	Ⓔ

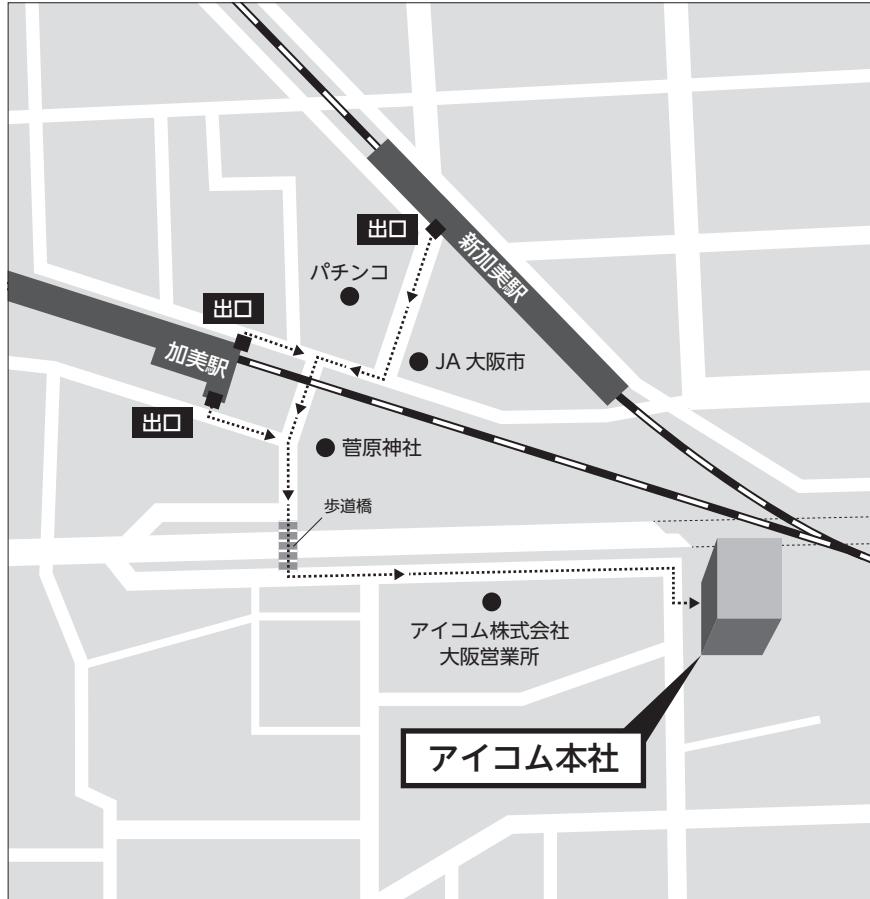
以 上

株主総会会場ご案内図

会場

大阪市平野区加美南一丁目1番32号

本社3階会議室 電話：06 (6793) 5301



交通機関

JR大和路線 加美駅 下車徒歩3分

JRおおさか東線 新加美駅 下車徒歩3分

※なお、お車でのご来場は、ご遠慮下さいますようお願いいたします。